

法人設立手順オンライン・ワンストップ化検討会（第7回）

（開催要領）

1. 日 時：平成30年2月23日（金）9:00～10:56
2. 場 所：中央合同庁舎8号館4階416会議室
3. 出席者：

大久保 幸世	創業手帳株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
根本 勝則	日本経済団体連合会	常務理事
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員

（議事次第）

1. 開会
2. マイナポータルを活用したワンストップサービス
3. 法人設立における印鑑届出の義務の廃止
4. 登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化
5. 閉会

（配布資料）

- 資料1：事務局提出資料（本日の検討事項について）
- 資料2：関係省庁提出資料（議題2について）
- 資料3：法務省提出資料（議題3について）
- 資料4：法務省提出資料（議題4について）

○川村日本経済再生総合事務局参事官　ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第7回を開催させていただきます。

御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は大杉座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○大杉座長　皆様、おはようございます。オンライン・ワンストップ化検討会は、前は定款認証のあり方を含めた合理化について議論しましたけれども、本日は、来月末までの取りまとめに向けて、その他の論点について、これまでの議論を受けた検討状況について関係省庁から御報告をいただき、議論させていただきたいと思います。

最初に、本日の論点の全体像を事務局から御紹介ください。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　お手元の資料1をごらんください。「本日の検討事項について」という紙でございます。

昨年12月8日に「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定されました。その中で、法人設立のオンライン・ワンストップ化については、下記のとおりとされてございます。世界最高水準の起業環境を目指して、法人設立に関して、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにするために、以下の事項に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得るとなっております。iからivまでございまして、iiiの定款認証の関係を除きまして、24時間以内の処理の実現、世界最高水準の迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化、印鑑届出義務の廃止、法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供というところでございます。

本日は、3月末の取りまとめに向けまして、i、ii、ivに関しまして、具体策と実現に向けた工程について御議論いただければと考えております。

○大杉座長　以上が全体像ですが、それでは、最初の論点であるマイナポータルを活用したワンストップサービスに移ります。関係府省として、法務省、国税庁、総務省、厚生労働省、番号制度推進室など大勢いらっしゃいますので、まとめて事務局から現在の検討状況の御説明をいただきます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官　お手元の資料2をごらんください。「法人設立手続に関するワンストップサービスの提供に向けて」でございます。番

号制度推進室、総務省、法務省、国税庁、厚生労働省に御協力をいただきながら検討を進めてございまして、僭越ではございますが、代表して御説明をさせていただきます。

資料を1ページおめくりいただきまして、2ページ目のデジタル・ガバメント実行計画です。ことし1月にeガバメント閣僚会議で御決定をいただいたものでございますが、こちらは横断施策による「行政サービス改革の推進」というところで、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップというものが位置づけられ、さらに個別分野におけるサービス改革というところで法人設立手続のオンライン・ワンストップが位置づけられてございます。

3ページ目はワンストップサービス提供に当たる基本的な考え方でございます。行政サービスの100%デジタル化というところ、そして、利用者中心の行政サービス。利用者にとって、行政サービスが「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」である。利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結されるというところでございます。法人設立手続のワンストップサービスの実現に向けた検討においても、こうした観点を実現していくことが大事だということでございます。行政からの生産性革命を加速していくという趣旨でございます。

4ページ目をござらんください。法人設立手続に必要なものは、現在、4つのシステムで個別に実施する必要があるとございます。このため、たった一回の手続のためになかなか進まないというところがございまして、マイナポータルを活用してワンストップサービスを今後、提供していくというところでございます。

5ページ目ですが、マイナポータルとはというところでございます。政府が運営するオンラインサービスでございまして、行政機関からのお知らせ確認や電子申請手続の全国横断的な検索・比較・申請など、さまざまなサービスが利用可能でございます。この中に、公的個人認証サービスによって本人確認が実施できるというところがございまして、さらにAPI機能も実装するというものでございます。マイナポータルの基盤を活用して、法人設立のオンライン・ワンストップサービスを検討していくというところでございます。

6ページ目ですが、利用者が一度手続（必要事項の入力・必要書類の提出・署名付与等）をすれば、法人設立に関する全手続をオンライン・ワンストップで完了できるようにするようなサービスの実現を目指すというところでございます。左側の「これまで」というところは、同じ情報を何度も登録し、システムごとに操作も違う。全体像もわかりづらいというところを「今後目指すサービス」というところで、1つのシステムで、一回で完了。手続漏れもなくなるということ、マイナポータルを活用して実現していこうというものでござい

ます。

7 ページ目は今後のスケジュールでございます。完全ワンストップサービスの実現に向けて、まず、平成31年度中に登記後の手続をワンストップで完了できるようにすべく、開発などを進める。次に、平成32年度中に、登記手続も含め、全手続をワンストップで完了できるようにすべく、開発を進めるというところでございます。この2段階で進める趣旨につきましては、登記後の手続については、登記が完了を確認したことを行って進めていくという必要がございますので、そのための機能追加が特に必要になるということで、2段階で開発を進めるということを想定してございます。

今後、引き続き関係省庁で連携しながら技術的検討を進め、サービス提供に向けた準備を行いまして、平成31年度中に登記後の手続のワンストップサービスを開始し、翌、法人設立手続に関する全ての手続のオンライン・ワンストップ化を実現するということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○大杉座長 ただいまの御説明につきまして、質問等はございますでしょうか、特に関係府省の方々から。宮内委員、お願いします。

○宮内委員 一つだけ御質問させていただきたいのですけれども、銀行口座の開設については、これとの関係がどのようになっているか、もし検討状況がありましたら教えていただきたいと思います。

○大杉座長 事務局からお願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 銀行口座につきましては、現状で、まず、オンラインで実現できる法制度は整備されてございますが、民間の銀行側でそのシステム開発をされていないという現状がございまして、そういったことを促進する観点からも、今般、犯収法の省令改正について警察庁で御検討をいただきまして、その環境整備が一つ進むかなというところでございます。そうしたオンラインで完結するサービスを銀行のほうで御検討いただいた上で、マイナポータルとの関係をどうするかというところは、民間側の状況に応じてさらに検討を進めていくということになるのではないかと考えております。

○宮内委員 ありがとうございます。

○大杉座長 ほかにいかがでしょうか。

大久保委員、お願いします。

○大久保委員 起業家にとっては会社設立の登記は基本的に一回だけのための行為で、1回の為に、4つのシステムを覚えて、使い分けるといのは現実的ではなく、対応や習熟の時間的コストが上回ってしまいます。統合される方向は起業家サイドとしては賛成で、非常に素晴らしいことだと思います。

話の流れから外れてしまうのですが、先ほど銀行の話がありましたので、参考にお伝えしたいことがあります。我々は創業手帳というメディアをやっていて、メディアの他に実際に毎月130人ぐらい創業者の方と無料で起業のマンツーマンの個別相談を受けています。まさに昨日、目の前であったことなのですが、相談に来た起業家で、日本政策金融公庫の融資がおりただけけれども銀行の口座開設審査が落ちたので、対応できる金融機関は無いですか、という相談を受けました。

こういったことは、日常茶飯事です。国の金融機関である日本政策金融公庫が、審査をして、お金を貸すということですから、その審査は口座作るよりはるかに、事業や経営者の人となりを見て、面談もするようないししっかりしたもののなのです。公庫は融資専門で、決済の銀行は無いのでお金を受け取る振込先がいるのです。

融資を受けるのと口座を開くのはどちらが審査が厳重であるべきかは言うまでもないですが、厳重な審査を通った融資が下りたのに、単に口座開設だけの銀行側で落ちてしまう。これはいかなるものかと思います。入金先口座がないということはよく起こります。

銀行口座の話がありましたけれども、大分現実的に銀行口座がつかれないということが日常的に起こっております。マネロン防止というのは分かるのですが、厳し過ぎるのではなかろうかと思います。銀行口座の話がありましたので、上手く連携していただきたいと思っております。口座の話に関連した情報ということでお伝えいたします。

○大杉座長 マネロンの防止と起業の促進の難しいバランスがあると思いますが、そこも引き続き事務局のほうで視野に入れていただこうと思っております。

ほかに特に関係府省のほうからございませんでしょうか。

それでは、法務省、国税庁、総務省、厚生労働省、番号制度推進室におかれましては、ここまで結構ですので、御足労ありがとうございました。恐縮ですが、御退室いただきますようお願い申し上げます。

(関係省庁退室)

○大杉座長　続きまして、印鑑届出の義務の廃止の議論に移りたいと思います。法務省から具体策と工程について御説明をいただき、その後、自由討議といたします。

それでは、法務省、御説明をお願いいたします。

○松井法務省民事局商事課長　それでは、資料3に基づいて御説明を差し上げようと思います。目次を御覧いただきますと、今日の御説明は、まず、現状と問題点をもう一度復習させていただいた上で、1番として印鑑届出を任意とする選択制の実現について、2番として商業登記電子証明書の使い勝手の向上について、御説明を差し上げたいと思います。

3ページですが、これまでの検討会の議論でもございましたが、印鑑届出は、今、登記の申請書に押印すべき者が事前に印鑑を登記所に届け出ることになっております。そのために、完全オンライン化のためには障害となっているという指摘があります。現在でも株式会社の登記申請の52%はオンライン申請ではありますが、印鑑届書が紙であるために、完全オンラインにはならないということでございます。そのために、印鑑届出の在り方を見直そうという議論がこの場でされてきたということです。

4ページですけれども、法務省の取組としましては、印鑑届出を任意性とする選択制にするということと、商業登記電子証明書の使い勝手自体を見直す。これによって、誰にとってもさらに利用しやすい電子証明書にということを考えています。

5ページ、6ページで順次御説明しますが、5ページの法務省の取組の真ん中のあたりを御覧ください。具体的には、申請人の判断によって、印鑑又は商業登記電子証明書のいずれかを届け出るということを選択していただくようにしたいと思っています。そうしますと、会社成立後は、印鑑証明書又は商業登記電子証明書を使って、会社代表者の本人性、代表権の有無、こういうものを確認して、各種の取引や登記申請をしていただくということを予定しております。このようにしますと、会社の設立登記に必要な書類を全てオンラインで提出することが可能となって、登記所に赴いたり郵送する手間がなく、迅速な設立が可能になると考えております。

そのために必要な事項が6ページでございますが、まず、法令の見直しとして、商業登記法とそれに関係する省令、今までの通達等の運用体制、これらを抜本的に見直す必要がございます。といいますのも、商業登記法は昭和38年にできた法律でございますが、事前に印鑑を届け出ることを前提にして、その上に手続が積み重なっていくということになっていきます。この印鑑を前提とした

根本的なところから見直すということでございますので、その法令についてしっかりと検討しつつ、また、印鑑を単純に電子認証制度に置き換えていいのかどうか。このあたりの検討も必要であると考えております。

もう一つ、関係システムの改修としましては、複数のシステムが相互に絡み合っているところがございます。ここに記載した登記情報システム、登記・供託オンライン申請システム、電子認証システム、これらの改修を適切に行い、改修後にミスが起こらないようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

7 ページ以降は使い勝手の向上に関する部分でして、3 ページ分を使っておりますが、今後は商業登記電子証明書をさらに御利用いただきたいと思っておりますので、その使い勝手の向上が非常に重要となっております。そもそも商業登記電子証明書とは何かと申しますと、登記所で法人に関する登記情報を持っておりますので、その情報を持っている登記所が法人の代表者に対して発行する電子証明書でございます。これは、国や地方公共団体に対する多くのオンライン申請で使われているほか、民間の取引などでも使われております。登記所が発行するために、本人確認のほか、法人格の存在や代表権限の存在までも認証する唯一の公的制度となっております。登記事項を変更するとリアルタイムでそれを反映させることができる。ですので、代表者が代わったら、直ちにそれを失効させることとなり、有効性確認をするとそれが分かることになっています。

今後は、利用者目線で一層使いやすくし、利用コストの見直しなども考えていきたいと思っておりますが、具体的な課題が8 ページ、9 ページに書いてあります。まず、課題①が8 ページで、使用に必要な事務処理の簡素化としまして、技術的な問題ではございますが、その利用に一手間がかかるという御指摘をいただきました。課題の例の左側にある点線で囲んだ部分ですが、登記官の電子証明書は1 年ごとに更新しており、その都度、パソコンにインストールする必要がある。これが面倒であるということとして、登記官の電子証明書の更新頻度を長くすることにより、利用者によるインストールの手間を最小化できるかという課題がございます。このあたりは、商業登記電子証明書以外の認証事業者の電子証明書などの在り方も踏まえながら、また、政府の他の機関の在り方も踏まえながら検討していく必要があろうと思っております。

右側の点線の枠ですが、もう一つの課題は、取引において商業登記電子証明書を円滑に利用するには、利用者のパソコンに一タインストールする必要がある。これが課題であるという御指摘もいただいております。その課題のためには、登記官の電子証明書を安全で信頼できるものとしてソフトウェア会社に認めてもらい、利用者による個別のインストールを不要にすることが可能かとい

う課題がございます。例えばAdobe社に依頼するなどにより、こういうことが解決できるかという問題でございますが、これについても検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、9ページになりますが、商業登記電子証明書の取得に要する手数料の問題でございます。現在は、証明期間が1年ですと7,900円かかっており、これが高いという御指摘もいただいております。この手数料は、受益者負担という観点を忘れることはできないわけでございますが、近時、商業登記電子証明書の発行件数は前年比でおおむね15%増ぐらい伸びているところでございます。ですので、このような伸びを勘案しながら、今後、手数料の引き下げを検討できないかどうかを考えてまいりたいと思っております。

課題③ですが、商業登記電子証明書の取得方法について、現在は、登記所に印鑑が届け出られるという印鑑届出制度を前提にした上で、登記所に持参する方法又は郵送する方法に限定して電子証明書の取得を請求してもらうことになっております。すなわち、電子証明書の取得請求書に届出印を押してもらった上で、印鑑カードも提出してもらい当該印鑑カードを保持している方の請求であるということも確認し、さらに、公開鍵を格納したUSBも出していただいております。しかし、この点については、公的個人認証を利用してオンライン請求をすることも可能ではないか。公開鍵をオンラインで登記所に届け出ることにも可能ではないかと思っておりますので、このような見直しを行うことで、さらに費用対効果を向上させていきたいと思っております。

今後の予定でございますけれども、関係各所と調整中ではございますが、商業登記法の改正を要するということですので、平成31年度の改正が実現できるように取り組んでいきたいと考えております。システム改修につきましては、どの程度の規模になるかが現時点で見えていないところでございますが、法令改正や運用の変更点の検討をこれから行っていくのと並行して、システム改修の規模感についても検討してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

具体的な方向感を示していただけたかなと思います。

ここからは自由討議の時間としたいと思います。30分ぐらいの時間がございますので、どなたからでも結構です。御質問とか御意見があれば、挙手して発言ください。

それでは、根本委員。

○根本委員 ありがとうございます。検討の方向性を伺い、ぜひ取り組んでい

ただきたいと思ったのですが、幾つか気になる点がございましたので、申し上げます。

まず、基本的な考え方の点で、書きぶりが少し気になりました。閣議決定された文章では、「デジタルファースト」という考え方を採用していると理解しております。印鑑届出を任意とする選択制に見直すということであると、デジタルファーストにはならないのではないかと。文章の書き方の問題だという理解はしておりますが、幾つかそのような箇所が資料の中にございますので、原則はデジタルという方向に直していただきたいというのがお願いでございます。

資料2の中で少し気になったのですが、タイムフレームといいますか、改正までの時間がかかり過ぎる印象が拭えません。2年、3年かかると言われると、これは基本的な制度なので問題はないのかもしれませんが、通常のいろいろな制度改正ですと、2年ぐらいたったら、もうその制度改正は役に立たないという話になりがちでございます。今回の件はこれで進めていただくことになるとと思いますが、2年経てば全部でき上がっている。あるいはもっと早くできるというような形にしていただけるとありがたいと思います。

商業登記電子証明書に関して、会員からいろいろ伺いますと、申請書に会社代表者の届出印を押印しなければいけないとか、発行手数料を納付するために申請書に収入印紙を貼付しなければいけないとか、証明期間内に電子証明書が失効した場合にも残存期間分の手数料の払い戻しが行われないなどの声がございます。内容を全部精査しているわけではないのですが、課題がまだまだ残っている部分もありますので、こちらも一緒に改善していただけるとありがたいと思います。

電子証明書の取得も含めまして、とにかくオンライン・ワンストップで手続きが完結するようにお願いできればと思います。

○大杉座長 一部だけでも結構ですけれども、松井さんからお願いします。

○松井法務省民事局商事課長 ありがとうございます。デジタルファーストを目指していくということは我々も共有しておりますので、今後の普及に向けて、特にPRにおいては、そのように努めてまいりたいと思っております。

また、これは経済界にも本当にお願いさせていただきたいのですけれども、会社法上は平成13年の改正、もはや今から17年前の改正で、株主総会議事録、取締役会議事録が電子化できとなっておりますが、今、登記申請書に添付される議事録は、まだまだ電子化されていないという現状でございます。皆様におかれましても、このあたりの旗振りをぜひともお願いしたいと考えております。

改正の時期については、平成31年中に改正と考えておりますので、1年程度とは考えておりますけれども、その後のシステム改修も最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

最後に、電子証明書に関する課題が幾つかあるという御指摘をいただきました。今後も経済界の皆様方とは意見交換を随時させていただきながら、その改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○大杉座長 根本委員。

○根本委員 議事録の関係について、あるいはそれに関連する事項について御指摘をいただきましたけれども、恐らく手続が全てデジタル化される。行政サービスが100%デジタル化されることになりましたら、民間企業はちゅうちょなく対応すると思しますので、ぜひその方向で一緒に進めさせていただければと思います。

○大杉座長 お互いに相手方の電子化が進まないと踏み出せないということだと思いますので、両サイドにおかれまして進めていただければと思います。

では、ほかの方、御意見、御質問はございませんでしょうか。

宮内委員、お願いいたします。

○宮内委員 法人の認証システムについては、いろいろと私も勉強してきた次第でございますけれども、まず、電子証明書はそもそものあり方が、欧米で言う手書きのサイン。こういうものを電子化するというような考え方で進んできたという歴史的経緯がありまして、そういう意味では、自然人とサインの関係が一番重要視されてきたというのが歴史的な経緯であります。そういう意味で、こういった法人の電子証明書が、法人格ですとか代表権限までもを証明する形で含んでいるというのはある意味世界的にも画期的なものだと考えています。これをぜひとも広く使えるように、いろいろな意味で推進していくことが非常に重要なことで、今回、いろいろ御施策を提案させていただいているわけですが、非常に高く評価すべきものだと考えています。

そういう中で、既に御紹介がありましたけれども、少し使いにくいのではないかという話が幾つかございます。実際に現在の方式が、例えば標準に反しているとか、そういうことではありません。標準には合っているのですけれども、世の中で普通に使われている、デファクトと言っているのかわかりませんが、そういったあり方からやや異なっている部分もありまして、そういう意味で、

一般の人が使うのには少し難しくなっている部分があるということが言えると思います。これも先ほど幾つか御紹介がありましたけれども、登記官の証明書のあり方、その提示の仕方や民間での使い方という問題もありますし、どんなタイミングで出すかというのが、果たしてセキュリティ的に必要なほど、必要な、細かく出しているのか、もう少し長い期間でもいいのではないかと。そういう議論は当然あるということでございます。

現在ですと、Adobe Readerで、場合によっては検証に成功していない場合があります。署名の検証を見るのに成功しない場合があります。これはAdobe Readerが悪いのかどうかというと、標準に反しているわけではないのでAdobe Readerが悪いわけではないのですけれども、先ほど言いましたように、世の中で広く使われているところと少し違いがあるためにそういうことが起きているので、こういうところはぜひとも改善して、広く一般の方が使えるようにしていただきたいと思っています。

こういった使いやすくすることにつきましては、先ほど御紹介がありました法改正とは別で、必ずしも法改正を待たなくてもできる部分もたくさんあると思いますので、少しでも早く進めていただきたいと思っています。31年度とおっしゃっていた法令の見直しのほうですけれども、まさにデジタルファーストをやっていく上で、何をしなければならないか。どういうところがいわゆるBPRにおいてやっていかなければいけないところなのかということと密接にかかわってくる、いわばデジタルファーストの先駆けになるような、そういった検討になると思うので、これもぜひきっちり、細かいことも含めて、完璧とは言いませんが、しっかりと進めていただきたいと思っています。

ちょっと別の話になりますけれども、先ほど印鑑の届出の廃止をどう見るかというような御議論がありました。私の周りの弁護士などを見ると、印鑑がなくなってしまうのではないかとというあらぬ印象を受ける人がいて、そういう誤解がないように、そういう書き方は考えていただきたい。今の段階で、もちろん義務の廃止でありまして、印鑑の届出自体をなくすということを書いてあるわけではないのですけれども、突然印鑑がなくなってしまうのではないかとという誤解をしている人がたまにいますので、そこは誤解のないように資料をつくっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大杉座長　ちょっと感想めいたことを申しますと、印鑑を廃止するというよりは、従来のやり方と新しいかなり便利なやり方の選択ということですね。年配の方と言うと語弊があるのかもしれないのですけれども、デジタルに強くない方にキャッチアップを義務づけることが難しい部分もあろうかと思えます。

そういう意味では、どちらに対する配慮も必要だということで、中身的にはきょうの法務省のものは両にらみだったと思いますけれども、閣議決定との関係ではデジタルファースト的な書き方もあるのかもしれないかもしれません。中身については大きな齟齬はないと思うのですが、もうちょっと本質的なし技術的なところ、例えば電子契約書の場合にどの程度の安全水準を念頭に置いて利便性を追求していくかということについて、いろいろな意見をSNSなどで見かけることが多くなっております。電子契約書の議論が登記に直結するわけではないかもしれませんが、従来の署名とか捺印をそのまま電子に持ってくるというのではなくて、取引実務で合理的で、かつ利便性の高いというようなことを追求すべきという点では、恐らく大きな異論はないのだろうと思います。

例えば、先ほど法務省の８ページで、インストールが必要となるソフトウェアの更新頻度を小さくするか、あるいはそもそもインストール不要にできるかというような点につきまして、本日、内閣官房IT室からそのあたりに詳しい方にも御出席いただいておりますので、もしよろしければコメントとか御意見をいただければと思います。

○満塩内閣官房IT室政府CIO補佐官 政府CIO補佐官の満塩でございます。よろしくお願いいたします。

御指摘のところは、まさに法務省に取り組んでいただきたいところでございます。少し個別の御指摘をしたいと思います。まずは印鑑と電子証明書の違いで大きなところは、資料のスライド４にもございましたが、更新をしなければいけないというところがかなり違うということでございます。印鑑は一度つくると基本的にはずっと使うということですが、電子証明書は有効期限がございますので、更新という概念を考える必要がございます。そうすると、今、お話がありました登記官の電子証明書の更新の話ですが、民間では、例えば電子証明書の階層化という概念もございますので、そういったところも御研究いただきながら、民間のほうでは継続的に使えるような形でやっておりますので、御研究をしていただくのがいいのかなと思っております。

あとはスライド９で御指摘がありましたオンラインでの発行も、今、法務省も共管となっておりますが、電子署名法の関係でも、マイナンバーカードを使ったオンライン発行を民間の電子証明書の発行でも検討はされているという理解をしておりますので、そういったところと連携をとりながら検討するということが重要です。

一点だけ御指摘というかお願いがございますのは、委員長からもお話がありました。PDFというお話がございましたが、私は余りPDFにこだわらないほうがいいと思っております。というのは、よくPDFの形式でスキャンしたものに

対しての電子署名が一般的な方から見ると重要によく思われるのですが、どちらかという、現在では、まさに機械可読なデータに対して電子署名をする。もちろんPDFでもできるのですが、そういったところを重要視しています。ですから、利用システムとしては、PDFだけではなく、電子契約というお話がございましたが、電子契約になるとPDFとはまた違った形式とかになりますので、利用システムの範疇を広げて検討していただいたほうが、多くのシーンで使っていただけるかなと思いますので、そこを御検討いただきたいということ。

あと、願いは、宮内委員からも御指摘があったとおり、制度というよりはデファクトスタンダードとか業界標準だとか、そういった世界との整合性の確保が重要ですので、技術者とか民間サービスとの議論を進めていただきたいと思っています。

私からは、以上でございます。

○大杉座長 先ほど御説明いただいた最初の部分に出てきた階層化という言葉について、少し補足していただけないでしょうか。

○満塩内閣官房IT室政府CIO補佐官 ちょっと私の理解不足があったら申しわけないのですが、登記官の電子証明書がそれぞれ毎年更新されていると理解しております。階層化とは、上位の電子証明書を通常つくっておりまして、そこから下位の電子証明書と連携させるということです。そうすると、特に下位に位置づけられる登記官の証明書は、例えば毎年更新しても構わず、上位の電子証明書はセキュリティ的にかなり強固なものを使いまして、10年使い続けるようにすることが一般的によくあることでございます。そうすると、上位の電子証明書を、8ページの右側にございますが、ソフトウェアのデフォルトとしてずっと維持し続ければ、下位の電子証明書は自動的に更新されるため、そんなに問題は大きく起こりません。このようなやり方は民間でもやっており、そういったものが私のイメージでございます。このような方法でマッチするかは完全に整合性をとっていませんが、そういった研究が必要かなと思っています。

○大杉座長 松井さんのほうから御意見、御質問ないし感想は現時点でございませうか。

○松井法務省民事局商事課長 ありがとうございます。専門的な御知見をお伺いできて本当にうれしく思います。我々も政府内部でいろいろ御相談させていただき、また、技術者とも相談しながら、できる限り早く対応してまいりたい

と思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○大杉座長 宮内委員、お願いします。

○宮内委員 先ほど電子契約でどうするかという話が少しあったかと思うのですが、実際の電子契約に当たっては商業登記の証明書だけを使っているわけではないのですね。民間で発行したものも必要に応じて使っていて、いわば契約の重要性とか、そういうものに鑑みて、最も重要なものにはこういった商業登記のものを使っていく。そうではないものには、例えば支社長ですとか部長ですとか、そういう人の権限でやるものは、また民間のほうで使っていくものもたくさんあるのですけれども、そういう証明書を発行するときの基盤として商業登記の証明書がある。これに基づいてそういった下位の証明書を発行するというのも、実際にいろいろと民間で行われている次第ですので、そういう意味でも、これは非常に重要なポイントになっていると考えております。

先ほどの階層化の話ですけれども、言ってみると親証明書があって、その証明書に基づいて、1年あるいは2年有効な子証明書みたいなものを発行する。その子証明書に基づいて、エンドエンティティといいますか、個々の会社の証明書を発行するという方法なので、このようにしておくと、中間的なものは随時変わっていても、トップのものはなかなか変わらない。組織面としては非常に便利だということだと理解しております。この辺はぜひいろいろと御研究されて、国民一般が使いやすいようなものを目指していただきたいと思います。

以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

関委員、大久保委員の順でお願いします。

○関委員 ありがとうございます。前向きな御検討をありがとうございます。幾つか意見と質問がありまして、主に意見かな。1つ目は、法改正を平成31年度にやるという御説明でしたが、システム改修ができないと結局使えないということになりますので、それについてもぜひスケジュールを明確に、もちろん早いスケジュールでということなのですが、明確にした上でこれを進めていただきたいと思います。これが1点目でございます。

2点目については、今、使い勝手向上について御検討すると御説明がございました。ぜひお願いしたいと思います。コストの面、利用の利便性の面、そういった面について、目標も明確に決めつつ議論を進めていただきたいと思います。

す。

3点目でございます。使い勝手の中に入るといって整理されているのですが、オンライン発行請求です。これにつきましても、不要にできないかということではなくて、ぜひ不要にするという方向での検討を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○大久保委員 方向としてはとても素晴らしいと思います。どんどん進めていただければと思いますが、申し上げたい点が2つあります。

1つは自分自身の経験で、印鑑登録証明書はいろいろなところで本人確認の手段として使われていると思いますが、多くの場合、有効期限が3カ月以内なのです。実際に自分などもそうでしたが、毎回色々なところで求められるのですが、取得に行くのは大変なので、まとめて取得するのです。そのため、450円と言いながら、5枚ぐらいとっておくのです。最初は、今回、調べていただいた12ステップの中で6回、たしか登記簿では6回とか、印鑑証明も一緒にとっておくとか、大概、ちょっと多目にとります。そうすると、3カ月の期限が切れて無駄になるということもよく起こります。ただ、時間をかけて、再度取りに行く時間コスト、特に開業や開店、立ち上げの準備に追われている起業家にとっては、貴重なものですが、そちらのほうが高くつくので、結果的に多めにとってしまうということがあります。450円よりも実質的なコストは、多めにかかっていますということはお伝えしたいです。

2点目が、議論が利便性の話だけになりがちなのですが、電子化が進むと世の中の信頼性がより上がるのではないかと考えています。

電子化が進むと、信頼性が落ちるのではないかという古い感覚にとらわれた議論になりがちなのです。世の中にはいろいろな電子契約のシステムなども普及していますのでうまく使えば大丈夫かなというのはあります。

ここで考え頂きたいのが、先ほどの話で、印鑑登録証明書は3カ月以内なのです。3カ月前にとった本人確認書類はどれだけ有効性があるのだということがあります。つまり、現状は、実は3カ月以内の段階で、例えばきのう登記の内容を変えてしまいましたという、それを通してしまうということですね。

多分、証明できてしまうということなので、今の本人確認のシステムも実は万全ではないどころか物理的な成約があるがゆえに情報の新しさに限界があり、必ずしも万全ではないのです。

とにかく新しいものですと、本当に大丈夫なのか、という議論になり、その検証

をしっかりやっていくのはとても重要なことなのですが、今のシステムにおいても、3カ月の間の変更に対応できないのですから、皆さんが思っているより穴があるのではないかと思います。

ただ、今まで、それでも良しとして世の中はそれで動いてきているというのはあるのですが、それも実は絶対的な正確性があるわけではないのですよということを申し上げたいと思います。つまり今の段階でも意外に弱点があるということを通して新しいものを導入する際に比較して欲しいということです。

もう一個がいろいろな民間のサービスなどで、本人確認の際に、本人に確認の精度を上げたいのだけれども、さすがに印鑑証明と登記簿謄本等を出させるのは無用の負担をかけ過ぎるということで求めないケースがあるのですが、電子化が普及して利便性が上がってくると、割と今まで省略していた本人確認を、必要であれば、都度求めることが現実的になり、本人確認をしっかりとするサービスがふえると思うのです。

その結果、何が起こるかということ、世の中の透明性が上がると思います。つまり今の電子化や口座開設の議論の根底には、利便性や起業促進の観点で促進しようという観点と、マネロン対策や犯罪の防止で慎重にという観点があるように思いますが、電子化が進むと、今起こっている問題や犯罪の抑え込みにつながるのではないかと、つまり、透明化が進むことで、利便性も上がりながら、犯罪をしにくくなる社会になるのではないかと思います。透明性、犯罪の撲滅、利便性の向上といったものが、いろいろな課題があるにしても、電子化を進めることによってより進むのかなと。そんな印象を持っております。

私からは以上です。

○大杉座長　お願いします。

○松井法務省民事局商事課長　御指摘ありがとうございます。

まず、関委員から、法令改正だけではなくシステム改修についてもスケジュールをしっかり考えよというお話をいただきました。確かにこの検討会が来月末までというのではちょっと難しいわけですが、今後、法令の改正案を検討し、また、必要な予算要求をしていかなければならないということでございますので、そのタイミングではしっかりと政府内部でも情報を共有しながらスケジュールを立てて取り組んでまいりたいと思っております。

また、このペーパーでは、商業登記電子証明書のオンライン発行請求の仕組みの創設により、登記所に赴くことを不要にできないかと9ページに書いてございますけれども、これは基本的に実施する方向で考えております。といいま

すのも、設立の登記をオンライン申請でするときに、あわせて商業登記電子証明書もオンラインで発行請求をするということにしないと、使い勝手が非常に悪いだろうと思っておりますので、関委員の御指摘のとおり、実施する方向で検討したいと申し上げさせていただきたいと思います。

大久保委員がおっしゃった中で、現在、印鑑証明書の有効期限を3カ月とする役所が多いというのは御指摘のとおりだろうと思います。それは我々から見ても、その3カ月の中でどのような役員変更があったのかということが反映されておられませんので、正確性にある程度の難があるというのは、同感でございます。この点、商業登記電子証明書であれば、まさにリアルタイムで役員の動向などが分かるので、より利用していくべきだろうと思っておりますし、さまざまな取引の中においても、商業登記電子証明書がリアルタイムの信用性があるのだということを皆様に御認識いただければと思う次第でございます。

○宮内委員 今の点について、ちょっと補足させていただきたいのですけれども、すごく短く済みますので。

○大杉座長 宮内委員、関委員でちょっと手短にお願いします。

○宮内委員 今のリアルタイムでというお話はそのとおりで、電子証明書の場合には、仕組みとして、この電子証明書が現在有効かどうかを発行主体に確認する電子的な方法がありまして、基本的にはそれを必ず確認して、証明つきのものを受理するという形になっているので、証明書自体は3カ月以上前であっても、現時点でその状態が正しいかということを実リアルタイムで確認できる。そういう仕組みだと理解しております。

以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

関委員。

○関委員 システム改修のスケジュールについては、今後、検討されるというような御説明でしたけれども、結局それが完了しないと使えないということで、ぜひ報告書の取りまとめに当たって、それも何らかの形で明確にさせていただきたいというのが御要望でございます。あと1カ月でございますので。

○大杉座長 お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 閣議決定で具体策と工程について成案を得るということになっておりまして、書けること、書けないことが多々あるかと思いますが、今、私どもが受けている要請は、全体の方向性としまして、可能な限り具体的に期限を切って物事を定めていくということが求められておりまして、その中で最大限どこまでできるかということ、事務局、政府内で調整を進めさせていただいて、関委員の御趣旨に沿ったものに可能な限りなるように、継続して、あと1カ月ありますので、その範囲でやれることをやってまいりたいと思います。

○関委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○大杉座長 具体的な部分は、府省間の調整という部分があると思うのですが、もし利便性の高いシステムができ上がりますと、企業のほうもなるべくデジタルのほうを使って、適時性に欠ける古い印鑑登録ではないほうに移行していくことを推奨していくということについては、こちら側に座っている委員は、私も含めてですけれども、そういうことを何か呼びかけ、あるいは啓発、啓蒙していくべき責務を負っている側だと思っております。少し戻りまして、テクニカルな話を私が理解していないから、この場をお借りしてということなのですが、IT室の満塩様、先ほど電子証明の世界でPDFにこだわるべきではないとおっしゃっていた点について、もう少し補足いただけませんか。

○満塩内閣官房IT室政府CIO補佐官 わかりました。PDFは先ほどからAdobe社というお話が出ていますが、PDF読み取りソフトは別にAdobe社だけではありませんというのも一つございます。また、機械可読の電子契約は専門的な言葉になりますが、XMLといった形式を使っておりますので、まさに機械可読なデータとして、XMLがどういうフォーマットになっているかというのは、それぞれの電子契約や入札システムだとかによって異なりますので、そういったところを対象として考えていただきたいということになります。

○大杉座長 ありがとうございます。

ここまで印鑑届出の義務の廃止の話でしたけれども、関連して御意見、御質問、御発言はございますでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、次の議題に移るということで、登記の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化という点について、まずは法務省から具体策と工程についての御説明をいただきます。その後、自由討議をさせていただきたいと思っておりますので、まずは松井さんからよろ

しくお願いいたします。

○松井法務省民事局商事課長　まず、2ページの目次を御覧ください。全体としては、登記申請の処理の現状を申し上げた上で、取組の例を2つ書いております。また、既に取り組み中の次期登記情報システムにおける業務効率化施策についても御紹介した上で、まとめを書いております。

3ページの登記申請の処理の現状ですけれども、この検討会でも随分御紹介させていただきましたが、登記手続の流れは受付、調査、記入、校合という流れになっておりまして、資料に記載してあるような作業を行っているところでございます。

この検討会とは別に、規制改革推進会議行政手続部会でも、登記に要するコストを計測するということになっておりまして、昨年秋、10月2日に設立登記について6つの登記所で計測をしたところ、ブルーの欄のような結果が出ました。要は、補正率が16.5%で、登記所の作業時間としては4.7日程度かかっているということでございます。赤の矢印で書いておりますように、迅速処理の阻害要因としては、登記申請書に不備がある、添付書面に不備があるという補正事件の存在が大きいということが明らかになっておりまして、処理の長期化を数字上も示しているということでございます。

次に、4ページですが、ケーススタディーとして、機関設計のシンプルな会社、発起設立の株式会社で、現物出資がない、取締役会も置かないという非常に簡易な機関設計の場合にどのような審査をしているかを書いたものでございます。添付書類としては、定款以下、資料に記載したとおりであり、それに対する登記官の審査項目としては、ここに記載のとおりでございます。これらのほかに、株式会社の設立にはさまざまな形態、例えば取締役会を置くとか、株式譲渡制限の規定を置くとかによって、さらに複雑になっているというところでございます。

次の5ページでは、登記の処理が複雑になる要因を書いてありますが、機関設計が複雑になることなどによって、添付書面が増えるとともに、その適法性を審査する必要が増してきて、処理が複雑化するということを書いています。設立時会計監査人を置いた場合には、その選任と就任承諾に関する書面のほか、公認会計士協会の資格証明書なども必要となります。現物出資が行われた場合には、検査役などの調査報告書を必要としたり、有価証券の市場価格を証する書面や弁護士の証明を証する書面の添付を求めていますので、その中身をチェックする手間暇がかかっているということです。

次に6ページですが、補正事例の中身としましては、赤字で書きましたように「登記すべき事項」の記載誤りと添付書面の遺漏、この2つでおよそ半数以

上を占めておりますので、これらを減らすことが必要になってまいります。申請書の記載誤りは、ここに書いてあるように「登記すべき事項」をコンピューターで取り込むための入力ルール、後に申し上げますが、かぎ括弧を付して入力するというような一定のルールがあるわけですが、そこを把握していらない。また、機関設計に応じて「登記すべき事項」が変わってくるわけですが、それを把握していらない。申請人の表示を複数の箇所に行っているわけですが、その転記をミスしたというようなものもございます。添付書面としましては、機関設計によって必要になるものを把握していないなどがございます。

そこで、7ページ以降は取組について記載しておりますが、まず、申請書を正しく作成するという点について、解決策として、申請書情報の作成支援機能を設けたいと考えております。申請書情報には、冒頭にその会社の商号・本店、代表者の氏名・住所のほかに「登記すべき事項」を記録する必要がありますが、シンプルな会社を対象として、次のような作成支援機能を作りたいと思っております。一つが選択した会社の類型に応じて必須項目を自動的に設けるという機能。もう一つが、一旦入力された事項が自動的に転記されるようにするという機能でございます。

具体的なイメージをお持ちいただくために、8ページ、9ページに書いています。8ページが今の「登記すべき事項」の入力の方法で、左側の小さな字で書いてある部分をテキストデータで入力していただくというのが現状でございます。誤りの例としては、右に書いておりますように「商号」とある部分のかぎ括弧の入力を忘れるとか、選択した会社類型に応じた必須の項目が欠けているとか、登記申請書の申請人の商号や本店、代表者の名前と、9ページの「商号」の後ろにある会社の商号や本店、代表者の名前とがそごしているというようなことがございます。

そこで、開発イメージとしては、9ページにありますように、まずは選択した会社類型に応じて赤字部分を自動作成しまして、このような定型的なデータ入力画面を法務省で用意した上で、申請人に入力してもらえば、ここを間違えることはないだろうということでございます。青字部分については、商号・本店、代表者ですので、登記申請書の冒頭に同じことを書いているということになっていきますから、それを自動転記すればよいということになります。同じ情報を2度書かせる必要はないという、規制改革行政手続部会でもよく言われているところでございます。このようにいたしますと、入力誤りの大幅な減少を期待できることのほかに、入力部分の正確性について、登記官の審査自体も非常に省力化でき、迅速な処理が期待できるのではないかと考えております。

次に、10ページですが、添付書面の遺漏防止についてでございます。解決策

に書いてございますように、添付書面情報に遺漏がないかを申請前に確認できる機能を開発しようと思っております。また、その開発前においても、まずは簡易なものとして、案内用のホームページを作りまして、このような添付書面が必要だということをより明確に、利用者に分かるようにしていきたいと思っております。

11ページに開発イメージを記載しておりますが、登記の申請にあっては、申請書情報に加えて添付書面情報を添付する必要がありますが、例としては、取締役会を設置しない発起設立について、申請人にチェックをしていただいた上で申請が行われるようにするということを考えています。そうすると、申請人側でこの書面が必要かどうかをしっかりと認識していただいて、御自身が持っていなければ、そこで欠けていたということが分かるという仕組みになります。これによって、添付書面情報の添付遺漏が大幅に減少することが期待されるところでございます。

次に12ページですが、このような取組に加えて、今、行っております登記情報システムの更改作業においては、赤枠で囲んだような業務効率化施策を実施する予定でございます。まずは受付登録を自動化する。そのために、二次元バーコードの活用をするということです。また、同一の本店所在場所で同一の商号の会社を作ることはできないわけですが、これについて登記の申請があったときに、既にそのような会社があるか、ないかをシステム上で自動検索を行う。登記官の目検による審査を不要にするということでございます。申請書情報と登記情報を自動突合することによって、今の登記の情報から見てあり得ないような登記申請がある場合には、自動的にそれをはじくような仕組みを考えたいと思っております。また、申請書情報を使って登記簿に書き込む。これをより簡素化できるようにするということも考えているところでございます。

これらの取組によって、まとめが13ページになりますが、オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理の実現と世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の実現に向けて、赤枠のようなことをやろうと思っております。受付前としては、先ほど申し上げた「登記すべき事項」の作成支援機能、添付書面情報の事前確認機能、受付登録の自動化などです。調査時には、商号調査の効率化や申請情報と登記情報の自動突合。記入に当たっては、申請情報を使って簡易に記入ができるようにということでございます。これらによって全体の処理時間を短縮するということを考えております。

しかし、これらの取組によっても、まだ目検による審査を要する場面がございまして、それが青枠で囲った部分でございますが、この検討会でも申し上げたとおり、複数の添付書面の内容の適法性審査やその情報相互間の整合性審査、

このようなものについては、機関設計が複雑だということもあり、人間が見ていく必要があると考えております。もっとも、簡易な部分も程度的にはあろうかと思しますので、今後の技術の進展や費用対効果を踏まえながら、登記官の審査の省力化の範囲を見極めていきたいと思っております。

今後の予定でございますけれども、まず、登記情報システムの更改に当たっての施策については、資料の12ページにもう一度お戻りいただきたいのですが、平成30年度から実施予定で32年度中の稼働ということを今までも申し上げておりますので、この予定のとおりに進めたいと思っております。これに加えて、新たに付け加えるシステム改修、具体的には申請者支援機能、中身としては「登記すべき事項」の作成支援や添付書面情報の事前確認機能については、まだ予算要求自体をしていないところでございますので、予算に関係する部署と相談する必要もございまして、今後、平成31年度概算要求に計上し、31年度中に開発し、31年度末にそれが実際に動き始めるということを目指して取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

先ほどに続き、こちらにも具体的な御提案をいただいたとともに、その前段階として登記実務の現状について教えていただいて大変参考になりました。一点だけ伺いますと、これは意地の悪い質問に聞こえてしまうのが私としても余り本意ではないのですが、3ページに調査日として平成29年10月2日と書いてありまして、これは月曜日だと思うのです。これが月曜日だということで、件数とか日数とかのデータを見るときにイメージを持ちやすくなるというのが私の主眼なのですが、月曜日はほかの曜日に比べて申請が多くなりがちなのか、あるいは例えば金曜日のほうが多いという傾向があるのかということ、もしわかればベースで結構なのですが、教えていただけませんか。

○松井法務省民事局商事課長 私の聞いているところだと、曜日によってというよりは、むしろ大安の日が多くなると聞いております。調査日を10月2日にしたのは、1年間を通じて見ますと、設立が多いのは4月の冒頭、6月の冒頭と10月の冒頭となっていると聞いております。ことしは10月1日が週末でございましたので、最初の月曜日、10月2日に設定したということでございます。10月にした理由は、規制改革行政手続部会で基本計画を6月末に立てたところでございまして、本年度中にまずは計測をする必要があるということから、その後、本年度中で一番設立登記が多くなりそうな10月2日を選んだという経緯でございます。

以上です。

○大杉座長　ありがとうございます。

今、手帳で見ると、どうも友引のようですね。平均よりは多目かなということはあると思いますけれども、多いほうで議論するほうがいいと我々も思いますので、具体的な資料、データをどうもありがとうございました。

それでは、私のほうで先んじてしまいましたけれども、御出席の皆様からの御意見、御質問をいただく自由討議の時間に移りたいと思います。時間が50分ぐらいありますので、忌憚なくお願いいたしますが、いかがでしょうか。

朽原委員、お願いいたします。

○朽原委員　丁寧な御説明をありがとうございます。一つは松井課長に御説明いただいた資料の8、9ページでございますけれども、まさにこういった御提案が、定款を作成するときに我々が頭に思い描いていたものでありまして、こういった形で物理的に間違いが起きないようにすることが、定款を作成するときにも、標準定款という形でできるのではないかと考えていたわけでありまして、ここまでできるのであれば、標準定款を提供することにより、物理的に間違いを防ぐことができるのではないかと思います。これは感想でございます。

御質問でございますけれども、13ページになりますが、オンライン化について前向きな御提案をいただいております、評価をしております。IT化、オンライン化を推し進めていきますと、いつでも、どこでも、必要なものを必要なときという社会になるということにして、地理的な制約を受けないということになると思います。そうしますと、それぞれの管轄地域で勤務されている法務局の登記官は、その地域で申請されてきているものだけを審査されると思いますが、これだけIT化、オンライン化が進めば、バックヤードで情報連携ができるのではないかと考えております。そこで質問なのですが、東京の法務局と、例えば、島根や鳥取にある法務局では、当然配置されている人数も違うと思いますが、時間内で処理できる量なのか、残業してまで処理されているのか、法務局ごとの繁閑があると思ひまして、もしそこで繁閑があるのであれば、配置転換をしなくてもバックヤードでの情報連携で書類を回付して、手が空いているほかの法務局の登記官にチェックをしていただいて、申請者に返していただくという業務の平準化の可能性が広がるのではないかと考えております。法務局ごとに繁閑があるのかどうかということ、バックヤードで連携した処理による業務の平準化の可能性はあるのかないのかということ、それができないのであれば、物理的にできない、あるいは法律的にできないといった、できない理由を教えていただけるとありがたいと思います。

○大杉座長　お願いします。

○松井法務省民事局商事課長　まず、登記所の繁閑について申し上げますと、登記事件数自体で言えば当然全国でばらつきがありまして、東京や大阪は非常に数が多くなっております。そのために、適切な時間内に登記事件を処理する必要がございますので、必要な人員、登記官を配置しております。地方局になりますと、商業登記を担当する職員の数は少なくなるということになっておりますが、いずれにしても、例えば東京法務局で登記申請をすると、現状ではその登記は2日半程度後にでき上がっています。これは、法務局のホームページで登記完了予定日を公開しておりますので、誰でも確認ができます。したがって、繁忙の東京法務局であるからといって、登記処理が地方局に比べて遅くなっているという現状ではない。そのように適切に職員を配置しているということでございます。

バックヤードの連携の話をおっしゃいましたけれども、実際には、会社の登記でも直接法務局に来て相談される方もいらっしゃいますし、会社以外の社会福祉法人、NPO法人、さまざまな方々が法人としていらっしゃって、資格者代理人を頼まない申請も往々にしてございます。そのような方に対するサービス業務もあり、そのためにも職員としてはある程度それぞれの法務局において重要な役割を担っていると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○大杉座長　先ほどお話しいただいた前半は定款にも広げられないかということで、きょうは定款の認証の話は原則としてしないという整理でございますけれども、今、法務省からいただきました取り組みは定款にも広がり得るという点はそうかなと思ったのですが、もしあれば、今のうちに一部でもお答えいただきますか。

○松井法務省民事局商事課長　本日は議題ではないと聞いておりますので、控えさせていただいたほうがよろしいかと思います。

○大杉座長　もちろん御無理のない範囲でということで、それでは、ほかの点につきまして、同じ点でも、皆様、関委員、お願いします。

○関委員　こちらの件につきましても、前向きに御検討いただき、ありがとうございます。

幾つか要望させていただきたいと思います。1つ目は、またこれにつきましても、スケジュールについて、先ほど口頭で御説明がありましたが、可能な限り報告書に作成支援機能のシステム開発のスケジュールについて記載いただくことを御検討いただければと思います。

2点目ですけれども、登記審査の現場では、現状のオンライン申請の際には一旦印刷してチェックしているというような話も聞きますので、実際の登記審査の現場のプロセスの改善も含めて、今後、御検討いただければと思います。

それにも関連するのですけれども、登記簿への記録の際に文字のコードによっては記録がしづらいとか、そういう話も伺いますので、そういったものについても、これは登記所のシステムの改修の課題になるのかもしれないのですが、御検討いただけるとありがたいと思います。

4点目といたしましては、言わずもがなのですけれども、今回の法人登記、法人設立登記のスピードアップは非常に重要ですし、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、逆にそれによって法人登記以外の登記事務が滞るようなことのないように、ぜひこれはこれで効率化を図るという方向で取り組んでいただければと思います。

以上です。

○大杉座長 松井さんからございますか。

○松井法務省民事局商事課長 貴重な御意見として承りたいと思います。

○大杉座長 村上委員、お願いいたします。

○村上委員 いろいろ御検討いただいて、本当にありがとうございます。24時間化と徹底的な業務の電子化はぜひ推進していただきたいと思いますし、我々も御支援したいと思います。

3つの意見と、ひとつ質問です。

1点目の意見は、今、さまざまな会社設立支援のクラウドサービスが出てきています。ですから、今度の新しいシステムへの切り替えあるいはその後のさらなるシステムの検討においては、民間のクラウドサービスとのAPI連携について十分考慮していただきたいと思います。きちんとサービス事業者と情報交換をして、技術的な課題が生じないようにしておくことが結果的に効率化につながると思います。

2つ目の意見は、受付前の自動チェックによって補正をなくすというのは非常にいいことで、利用者にとっても負担が減るので、ぜひ推進すべきだと思います。

ます。ただ、これだけで本当に24時間化ができるのか。資料の3ページでも、補正なしの場合でも4.4日かかっています。これをどのようにして24時間にするのか。ここで提案されている内容は、仕組みを抜本的に変えず、できるところを電子化するというように見えます。これだと限界があるのではないのでしょうか。仮にオンライン申請を優先処理するとしても、本当に24時間を実現できるのか、この資料からは読み取れません。さらなる検討・精査が必要だと思えます。

できるところから電子化するというのは、10年前だったらよかったのですが、デジタルファーストを前提とした今回の取り組みでは、不十分ではないかと思えます。オールデジタルを前提に業務全体を見直して、その中では制度改革が当然必要になると思えますので、制度改革もあわせてやっていかないといけない。だから、ぜひ既存業務の一部電子化ではなく、デジタルを前提に業務を全体的・抜本的に見直すというアプローチをしていただきたい。

そこで質問ですが、この実現に向けて、今、想定される制度改革はどのようなものがあるか。もしわかっていたら教えていただきたいと思えます。

以上です。

○松井法務省民事局商事課長　こちらは先ほどの印鑑届出とは違ひまして、特段の制度改革はなくして迅速に予算要求などをしていくことによって実現できる課題と考えております。

○村上委員　そこが不明確で、制度改革なしでやろうとするから、現状の手續の部分電子化になってしまうのではないのでしょうか。オールデジタルにすると、紙を想定している手續の中にはそこが出てくるものがあると思えます。まずはオールデジタルにしたときに、どこに制度改革に絡むような課題が出てくるかをピックアップしておいたほうがいいと思えます。急ぐ余りに中途半端な電子化をすると、結果的に不幸になるので、ぜひデジタルファーストという概念を十分御理解いただいて、検討していただければと思えます。そのあたりは内閣官房のCIO補佐官などにも御協力いただくと、いいと思えます。よろしくお願いします。

○大杉座長　はい。

○松井法務省民事局商事課長　既に商業登記につきましては、平成16年以降オンライン申請を可能としておりまして、制度面では印鑑届書を除いて完全オンラインで、デジタルファーストが可能となっております。ですので、今回、印

鑑届書をデジタル化することによって、本当に全てがデジタル化するということになります。このように、制度面としては既に対応済みではございますが、なかなかデジタルファーストとして全てが公的個人認証でという登記申請が少ないというのも実際ではございます。今後は、そのあたりの普及促進に向けて、我々もまた努めてまいりたいと思っております。

○大杉座長 根本委員、お願いします。

○根本委員 村上委員と少し重なるのですが、恐らく意識の違いがあるように思います。13ページにお示しいただいたような取り組み、こうした取り組みを通じて法人設立登記を24時間以内に処理するというのは非常に素晴らしいことなので、とにかく早く取り組んでいただきたいというのが前提になるのですが、資料を一見したところ、仮に民間企業で同様の取り組みを実施しようとしたら、受付から校合に至るまで、審査を全部機械にやらせて、システムがはじき出したものだけを登記官が審査するという形に当然なるはずです。そのような形で効率化を一生懸命進めてきたわけございまして、手順を踏んで業務を行うのですと言った途端に、手間と時間とコストが大幅にアップしてしまい、間に紙が1枚でも入るとさらにひどいことになるのではないかと考えております。

申請者情報の作成支援機能をお示しいただきました。テキスト形式での入力を前提としている理由がよくわからないのですが、審査側の支援システムと呼んでいいのかわかりませんが、審査側でもオールデジタルの申請はとにかくファスト・トラックに乗せて、最後の段階まで一気にいきますという形でやると、もしかしたらファスト・トラックに乗った申請は24時間などと言わずに、あっという間に登記が完了できる可能性もあるのではないかという印象を持ちました。

既存の業務フローそのものはそのまま置いた形でデジタル化するという話と、デジタルに適合した業務フローに変えていただけませんかという話が少し食い違っている感じがいたしましたので、ぜひ全体の効率性を上げる方向に進んでいただけるとありがたいと思います。それから、期限もできるだけ短くしていただけるとありがたいと思います。

もう一点気になったのは、同じ13ページの「今後の検討」の中で御説明いただいたことです。人間よりも機械のほうが劣っていることが前提になっていると思うのですが、添付書類等々も含めて全てデジタル化された中では、システムからはじき出されるものがあると思うのですが、こうしたものを含めて限定されたものだけを人間が審査する形に将来的には持っていっていただきたいと思っております。

○大杉座長 何かございますか。

○松井法務省民事局商事課長 昨年12月の閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」でも、世界最高水準の適正迅速処理と書かれているところでありまして、法務省としては、商業登記の真実性を守るための適正処理は全く譲れないところでございます。できる限りの効率化に努めたいとは思いますが、機械によってはじくことが現実的に可能かどうか、このあたりの検証をしっかりとしなければならないというのが我々の立場でございます。機械によってはじくためには、人間がプログラムを作ったという話を前回の検討会でも差し上げましたが、グレーゾーンというのか、微妙なものが将来出てくることになります。それが分からないままにそのようなグレーに気づかないまま登記申請を受理してしまうということになると、本来受理してはいけないような登記がどんどん出てくることにもなりかねません。それが社会問題化するのには、どなたかが被害を受けた後だと思っています。

ですので、我々はそのような社会被害を防ぐためにも、必要な審査をおろそかにすることはできないと考えております。もちろんこの青い部分に書いてあるとおり、費用対効果を踏まえつつ考えてはいきますけれども、そのような点があることについては御理解を賜りたいと思います。

○根本委員 今の御説明だと、私どもなのか私なのかはわかりませんが、余り納得感は得られないと思っております。御指摘いただいた資料の3ページでは、株式会社設立登記の全体件数260に対して補正件数は43となっておりますが、補正事例を見ますと、ほとんどが機械の審査ではじくことができるものであり、そのままでは登記の申請すら行われなような形に本来はなるべきものであらうと思います。そうすると、この43件を見るよりも、補正なしで登記が完了したもののなかで、登記官が判断に苦慮した案件、グレーゾーンの申請がどれぐらいあるのかを見るべきかと思えます。

現在の考え方で、機械判読の場合にはグレーゾーンになる申請を通してしまいうことが起こり得るという御説明であったかと思いますが、それは怪しいというか、不分明な部分があるものについては人間の審査に委ねるというようなプログラムを組んでおけばいいだけの話ですので、審査するものが大幅にそこで減らせるのではないかということをお先ほど申し上げました。とにかく受付から校合に至る手順が現行のままですという、これが真正性を確保する手順ですという御説明であるとすれば、それは許容されないのではないかと考えておりま

す。

○大杉座長 何かございますか。

○松井法務省民事局商事課長 この検討会でも、特許庁のほうからも自動審査をどの程度やっていたらいいかという話がありましたし、民間有識者の方からもお話がありましたが、添付書面相互間の整合性審査をやっていたらいいという話は、この場で明らかにされたところです。ですので、機械で全部という趣旨のお話をされましたが、これは現時点では難しいと考えております。

○大杉座長 宮内委員、どうぞ。

○宮内委員 今、御説明されたことにも関連するのですが、13ページの整合性審査、適合性審査で、こういうものをやるためには、添付書類がどのくらい真にmachine-readableになっているか。こういうことに密接に関係してくると思っております。今、ここの御提案の中では「登記すべき事項」については、完全にそういうmachine-readableでチェックできるということですが、こういうことを添付書面についても順次進めていく必要があるのではないかと私は考えております。そのようにすれば、添付書類の内容の適合性審査ですとか整合性チェック、こういうものも自動化に向けてどんどん進めていくことは可能だと思っているのです。こういった添付書面を真にmachine-readableにする。そのような点について、御検討のほどはいかがでしょうか。

○松井法務省民事局商事課長 登記の申請書情報は登記のためだけに作るものでございますので、一定の類型を決めるのがやりやすいところでございますが、登記の添付書面は登記の申請のだけのために作るわけではなくて、例えば株主総会議事録、取締役会議事録は、会社内部で保存し、証拠を残すために作っているところでございます。その作り方は法務省が押し付けるものではなく、各会社が作られる、もしくは一定のルールを経済界で作られるということもあるのかもしれませんが、そのようなところでございます。また、弁護士法人、NPO法人、さまざまな法人で議事録を作られていると思います。ですので、そのように商業登記法ではないさまざまな法令において議事録を作るという要請になっている中で、その仕様の統一は、我々としてはなかなか難しいところがありますが、今後、そうなることを期待はしたいと思っております。

○宮内委員 もう一点よろしいですか。11ページに、例えば開発イメージというところで、こういった添付書類をチェックするということでございますね。例えばここに書かれている設立時取締役の就任承諾書ですとか、こういうものはフォーマットを決めるのが難しくないのではないかと考えているわけです。ですから、何もかもフォーマットを決めてmachine-readableにしろというのは無理だというのは全くおっしゃるとおりだと思いますけれども、できるものも結構あるのではないかと考えていまして、中でも典型的によく出てくるものについてはmachine-readableにすることによって、全体のチェックの手間も著しく減少するのではないかと考えていますので、こういうところを検討していただきたいと思います。

○大杉座長 村上委員、お願いします。

○村上委員 今の関係で1点教えていただきたいのですが、議事録の様式がばらばらというのはそのとおりだと思いますが、調査時に議事録の何を確認しているのかがわかると、デジタル化の可能性が検討できると思うので、それを教えていただけますか。

○松井法務省民事局商事課長 まず、議事録については、署名者がしっかり署名をしているかということを確認した上で、その中身の議案について、特別決議か普通決議かによっても異なりますけれども、その内容が適切に決議されているかどうか。それが登記事項と直結するような形の決議、例えば役員の就任の登記であれば役員の選任決議があり、別途就任承諾も必要ですので、それは議事録に載っている場合もあれば、議事録に載っていなくて、別途役員の就任承諾書を添付する場合もございます。おおむねそのようなことだろうと思います。

○村上委員 ありがとうございます。今のことが確認できるような記載方法のフォーマットを例えば民間のクラウド会社が用意して、それで添付書類のかわりに情報をつけて出せば、チェックはできるということではよろしいですか。

○松井法務省民事局商事課長 理念的にはできると思います。一つ問題なのは、さまざまな議案がありますので、そこをどうやってうまく酌み取っていくか。そこは私にもちょっと分かりませんが、株主総会で決めるべき事柄は、大杉先生が一番詳しいと思いますが、非常にたくさんありますし、特に定款の定めによってある事項が株主総会で決めるのか、取締役会で決めるのか、そこがず

れてくることもたくさんございますので、そのあたりの複数の添付書面間の相互のチェックは、そういう点を見ることにもなろうかと思えます。

○村上委員 ありがとうございます。そうであれば、設立時に確認すべき事項の議案かどうかとか、そのあたりが明確に書き分けられていればいいということですね。自由フォーマットで書かれている場合は人がチェックしてもいいけれども、規定フォーマットで書かれていて機械がある程度チェックできる場合は、エラーを除いて機械がある程度確認するということも可能ということですね。要は、フォーマットに合わせて書けば可能性はあるということでしょうか。

○松井法務省民事局商事課長 でき上がりに応じて、また検討させていただきたいと思えます。

○大杉座長 論理的にはいろいろなつくり方があり得るのですけれども、ほとんどITでやってしまうという部分と、ある程度人の目を通すことが必要となる部分とを、かなり早い段階で振り分けるときに、11ページのような非常に単純な会社設立の場合ですと、議事録は出てこないわけですね。要するに、発起設立と募集設立があって、発起設立は発起人だけなので創立総会、株主総会のようなものはないですし、また、取締役会設置会社でもないという前提であれば、取締役会に相当するようなものが設立登記段階で行われることもなく、11ページで言うと③の後ろの発起人全員の同意とか⑥の後ろの発起人過半数の同意というような点が問題になってくるのですが、恐らく多くの会社の設立においては、後ろの附則のところに全部書いてしまって、今の言葉で言うと、全発起人が署名、捺印することで済ませてしまう。もちろん、就任承諾書は別途必要ですが、これは非常に単純な書類なので、会議体の議事録みたいなものが出てこないような設立形態は、件数で言うと、あるいは比率で言うと結構高いのかなという印象を持っています。もちろん人の目の確認が必要なものも一定比率あるかと思えます。

ちょっと私がしゃべってしまうのですけれども、IT室の満塩さんにももしよろしければ教えていただきたいのですが、本日、法務省からいただいた資料の9ページとか11ページが開発イメージとなっています。つまり、9ページが、もとは7ページですけれども、申請書の情報についての作成支援、11ページのあたりについて、IT化とかウェブ化をするという観点から、問題提起とか御知見をいただけませんか。

○満塩内閣官房IT室政府CIO補佐官 了解しました。今、御指摘のあった9ページ、11ページは、私の言い方になるかもしれませんが、予防的対策といいますか、まずは入力時の予防的な対策としてやっていらっしゃるのだと思います。ぜひここは進めるべきですし、このあたりの技術も進んできているということは理解しております。

あとは若干、我々はデジタルファーストというか、100%デジタル化の中で申し上げますのが、今も御指摘がありました添付書類をなくすということはすごく重要なことであって、そこを機械可読にするということが重要です。そうすると、まさにAPIとか、API連携という話も出てきます。APIの検討プロセス論としてですが、誰かがAPIを決めましたということは多分無理だと思います。APIについては、各業界とか、いろいろなところと話し合いというか、取り決めを決めていかなければいけないので、法務省が決めたということではなく、先ほどの電子証明書の話と同じですが、各業界と調整を図っていただかなければいけないというのが、ほかのAPIの検討においても全て発生しております。

そこはそういったものだということを御理解いただきたいということと、また、一瞬だけ一般論になりますけれども、コンピューターは因果関係のあることは基本的には処理できると私は理解しております。要は、逆にできないことを申し上げると、イノベーティブなこととか、ゼロからの発想とか、不連続な考え方みたいなことはできないのが、現在のコンピューターです。そういう意味では、ルールだとかノウハウがあるということは、因果関係に基づいて行政手続はほぼやられていると思いますので、そういったところは、自動化が可能だと思っているということで、法務省だけの議論ではなく、電子申請に関しましては、後ろのところで審査の自動化が重要な課題だなと認識しているということでございます。

グレーゾーンの話がございしますが、グレーゾーンは、IT的に話すときには2つにちゃんとわけて考えなければいけないと思っています。ホワイトリストとホワイトリスト以外という話と、ブラックリストとブラックリスト以外という話で、実はこれは全く話が違います。きょうのお話でもそうですが、ブラックリストを作って異常を発見するということは、私も難しいと思います。ただ、ホワイトリストとホワイトリスト以外、要は、ホワイトリストを確認してそれ以外を発見することは可能だと思います。セキュリティなどのシステムですと、ブラックリストとして異常を定義するというのがございしますが、多分、こういった行政手続の中では、ブラックリストという異常をどうやって発見するかではなく、ホワイトリストとホワイトリスト以外のところをグレーゾーンですねというように発見する。その議論を明確にしたほうがよくて、グレーというのがホワイトとブラックとグレーみたいになっていますが、ホワイトとホ

ワイト以外が正確なIT的な定義だと思います。このように整理していくと、バックヤードでの自動化という可能性を示唆できるのではないかと考えています。以上でございます。

○大杉座長 あと、最後の13ページの部分で、これまでの登記実務の、受付から校合に至るまでの処理フローですね。ここで果たしている役割のこの部分についてこういう処理を施してという説明がされていて、かなり具体的にやっていただいたと思っているのですけれども、ITの目から見て、こういう業務フローの捉え方は、それはそれで合理的な話なのか、あるいは図の書き方とか、概念が変わってくるというのは、その点はいかがでしょうか。

○満塩内閣官房IT室政府CIO補佐官 多分、今、お話しのところは、例えば調査工程の簡略化といったところだと思うのですけれども、ここは委員からの御指摘もございましたが、人間の支援なのか、自動判別なのかということは全く違うと思っています。要は、人間が一回確認操作をする、目検するということなのか、それとも、瞬時に自動判断するということなのかということで変わってくるということでございます。そういった意味では、そこでフローが変わるという可能性がありますし、あとは村上委員が御指摘のとおり、制度上の影響がある可能性はあると思っていますので、自動化で判断して問題なしということの範囲をちゃんと明示的に決めていくということが重要なのではないかと思います。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

私が口を挟んで大変失礼いたしました。ほかにここまで特にお話しされていない方から、石崎さん、お願いいたします。

○石崎内閣府規制改革推進室参事官 規制改革推進室でありますけれども、我々も商業登記ということで重点分野に位置づけまして、法務省にも基本計画をつくっていただいて、先日、御議論をさせていただいたところであります。こちらの会議とも連携していかなければならないと思っております。

2点ほどありまして、1点目は、我々はこちらの会議と余りかぶらないように、実質的には法人設立登記以外の登記のところを審議していきまして、例えば役員変更登記とか、目的変更登記。特に役員変更登記などは、法人設立登記が10万に対して役員のほうが多分、50万件ぐらい。割と中小企業も含めて毎年登記されている方が多いと思います。きょうお聞きした限りですと、登記所の中をどれだけ自動化できるかというのは、役員変更登記のところも随分かかわっ

てくるかなとは思いました。法人設立登記に比べると、添付書類などが割と定型的で簡単なのところもあるわけで、こちらの議論とも随分関連してくるのではないかと思います。

もう一点は、法務省からお出しいただいている資料を我々の会議にも提出いただいています、うちのほうには少し詳しく出していただいています、例えば設立登記の補正の表がありますけれども、我々がいただいているものと、資格者代理人と本人申請の場合で、オンラインの利用率のほうは、資格者代理人のほうは190人いますが、オンライン件数が177件で92%。対して本人申請のほうは68件あってオンライン件数が0%なものですから、その原因がどの辺にあるのか。要するに、士業の方がおやりになると、やっているところは非常にオンライン化率が高い、利用率が高いのですけれども、事業者本人がやっているところが0%ということなので、これは使い勝手が悪いのか、あるいは先ほど来ありましたAPI連携などでもう少し民間の使い勝手がよくて安価なソフトが出ていくと、その辺のオンライン利用率が向上していくのか。我々の会議のほうでも、少し連携させて、議論させていただきたいと思います。

以上です。

○大杉座長 本人申請の場合だと、やはり設立のためだけにわざわざやらないということなのでしょうね。

○石崎内閣府規制改革推進室参事官 ただ、役員変更登記で見ても、これは恐らく会社が毎年のようにやっておられると思うのですけれども、それでも、オンライン利用率で言うと、全体の件数は896件で、資格者代理人が711、本人申請185なのですが、こちら資格者代理人のほうのオンライン利用率が81%なのですが、本人申請のところは1%。オンライン件数が2件しかないということなので、その辺はどのように考えていくのかというのはあると思います。

○大杉座長 ありがとうございます。

大変参考になりました。

どうぞ、お願いします。

○松井法務省民事局商事課長 今回の御指摘の資格者代理人の場合に92%程度オンライン申請があるのに対し、本人申請だと0%というのは、専ら公的個人認証電子証明書を使った本人申請がないということだと思います。我々もPRをしておりますが、なかなか利用していただけていない。その代わりにむしろ登記所の最寄りの窓口のところに来て、相談をしながら登記申請書を出していかれ

る方が多い。このような現状だろうと思っています。

○大杉座長 それでは、ここまでまだお話しされていない方があれば優先ですけども、既に発言された方も含めて言い忘れたこととか、何でも。大久保委員。

○大久保委員 今のオンライン申請については、電子化の方向は大賛成けれども、今のシステムの現状だと、手間のほうが上回ってしまうという話かなという実感です。これは方向は正しいけれども、ユーザー側から見た使い勝手の完成度の話です。

今の議論を受けて、手続をフォーマット化して自動化していく。machine-readableにしていくという方向を、これはぜひ進めていただきたいと思います。

先ほどのホワイトとホワイト以外、ブラックとブラック以外の話と、松井さんがおっしゃっていたのはグレーゾーンは人で見ないと現実的に対応できないという話だったと思います。あとは品質をちゃんと担保しなければいけないということだと思うのですが、恐らくホワイト、ホワイト以外みたいなものも明確にしていって、人が見るべきところ、見るべき案件と見るべき時間で、根本さんもそういう趣旨でおっしゃったと思うのですが、そうしていくと、むしろ何か品質は上がるのではないかと思います。

恐らく察するに、現場の方が物すごく書類の単純作業で忙殺されて、そうすると、見るべきところが見られないのではないかと。本来やるべき、人が見るべき因果関係はどうだとか、悪い人ではないとか、人が審査する意味として、いろいろなことを考えると思うのですが、これだけ時間がかかっているということは、今は多分、それどころではない作業に時間をかなり費やしてしまっているのではないかという気がします。そういう意味で言うと、機械がやるべきものは機械にしていって、人がやるべきことは人がやっていく。

今はAIの流れと、あとは労働人口がこれからどんどん全ての業界で減っていきますので、人がやることと、AI、機械がやることを分けていくというのが、世の中全体の大きな動きでしょうから、人と機械がやることを分けていくと、むしろ品質が上がるのではないかと思います。

2点目が手数料です。話が広がってしまいましたが、手数料が今、5万円。結構金額がかかっている。今、ざっくり合計で25万とか30万ぐらい、株式会社をつくるとコストがかかるというのは相場観としてあります。今は1円でも会社を作れるものの、実際は1円で作る人はほとんどいみせんので、多くの場合、手続きコストより資本金の金額で入れるお金のほうがはるかに大きいですし、個人

的な感想としても、会社を作って世の中で仕事をするためになにがしかの税金を国に払う。それは納得感があると思うのです。

ただ、これが審査そのもの、行政コスト、手続のコストとして5万円払うという納得感が非常に低いのです。

これはなぜ声が大きくなりにくいかというと、起業家の皆さん、多分、5万円が手続そのもののコストだと理解していないのです。起業家の方で、例えば定款認証料で5万円かかっている。これは実は行政コストなのですよという話をすると、結構怒ります。本当ですかみたいな話なのですが、ただ、それはほとんどの人は理解しないで税金で、そんなものだろうということで払っている。

それから、起業家は時間がないがゆえにそんな暇な、団結して騒ぐということがありませんので、前を向いて生き残らないといけないので、そういう声は上がりにくい。なので、時間の問題もありますがコストもまた問題ということです。論点が広がりすぎて時間の短縮の方が進まないのは懸念されますが、ユーザーサイドの声としては挙げさせていただきます。

3番目が、こういう書類の申請ですが、今、実質士業の方が代理でやるというところで、士業の仕事になっていたりします。そこで、一定の仕事が生まれていたり、専門家とそこで関わったりします。

士業の方とか専門的なアドバイザーやコンサルタントは非常に有益と思いますし、どんどん使っていくべきだと思っているのです。

恐らくこういう自動化の議論をしていくと、士業の方が、仕事がなくなるのではないか、みたいな心配をされる方もいるのかなと思うのです。

そこに関して言うと、今、事業所数はすごい勢いで減っていますね。400万事業者を割ってしまっている。法人が減ると士業の先生も仕事が無くなるはずですよ。実際に、色々な起業家や司法書士の先生と話す機会がありますが、起業の登記の初期の段階は、たいしたお金がないので、大きなお金は取れないのです。士業の先生も対した手数料は取れなくて、実費か持ち出しみたいな感じでやっている方が多い。実際にうちと書士の先生の関係でもそうですが、起業時は安く抑えてもらい、軌道に乗って、拡大していくと役員や資本金など登記変更が発生します。そういうので、金額も上がって、それなりのお金を払う、そこで士業の方も儲かるという構造だと思います。

これから、例えば会社の数が物すごい勢いで減ります。なので大変な思いをして、事業を立ち上げて、会社を増やしてくれる起業家というのは、長期的な視点で見て、社会にとっても士業にとっても、ありがたい存在だと思うのです。将来に今を振り返って、なぜ起業の手続で、足を引っ張るようなことをしているのは言い過ぎですが、会社をもっとつくりやすくして、起業を支援するよ

うにして、会社数を減らさないような、そういう動きをしなかったのだろうと思うのかもしれませんが。

つまり、会社の設立なり創業直後の負担を減らして、会社の生存率を上げる。会社数を減らさないようにしていくということが大事です。ここにおいては土業の仕事は一見減りそうな印象もあるものの、結果的にちゃんとまともなお金を払って依頼するというのは、ある程度そこから成長してきたところです。その供給元が減ってしまうと大変な事ですので、業界全体や社会全体を長い目で見ますと、土業の方も会社の設立が減ってしまうと困るのではないかと。結局定款をいろいろ変えたりとか、登記事項を変えたりとかいうところで成り立っているのが現状だろうと思います。入り口を増やすのが賢い方法ではないかと思えます。入り口を増やすための議論を、土業の方が短期的に見て仕事が減るのではというような心配されないか、というのは、私が懸念するところです。

以上、3点でございます。

○大杉座長 認証手数料はきょうのテーマではないのですけれども、起業家から見て高いというのはそうなのでしょうね。企業の1年死亡率、3年死亡率をなるべく下げて、ちゃんと離陸できる企業をふやせば、土業も含めてパイが大きくなるのではないかとという点も含めての御指摘だったと思います。

随時松井さんからは御返答いただければと思いますけれども、どなたからでも結構です。何かこの際にございませんでしょうか。

村上委員、お願いします。

○村上委員 先ほどの松井さんのコメントの中でちょっと気になる点がありました。基本的な考え方として、根本さんからもありましたが、登記官の尊厳と雇用を守りたいというお気持ちはわかるのですけれども、コンピューターが得意なところ、人が得意なところをきちんと理解して、コンピューターにやらせるところはやらせるという方針をとったほうがいいと思います。人のほうが全てにおいてコンピューターを上回っているということはないので、そこは現実の技術や5年後、10年後の技術を見通して取り組んでいかないと、この分野だけデジタル化がおくれるということは避けたいと思います。

以上です。

○大杉座長 お願いします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 本日は、委員の方々から、私の印象としては厳しい御指摘をいただいたと理解しておりまして、本当にこれで24時間

が達成できる蓋然性があると判断できないという御指摘と、この業務フロー、現行の業務フローに基づいてIT化をするということは、ITとBPRというデジタルファーストの考え方にそもそも合致していないのではないか。その中に現行の法制度やそういった背景があってひっかかっているのだったら、それも明らかにして直していくべきではないかという御指摘をいただいたと思いますし、また、松井課長からも、法務省だけでできることではないと。民間側も協力して、あえて言うならば機械判読可能な形で提出いただけないと、100%デジタルは難しいのだという御指摘もいただいたと思いますので、そこをどう解決策を具体的に探していくかはとても大事なことであらうと理解いたしましたので、経済界の皆様にも御協力をいただきながら、まさに実務としてどういうものをどういう形で用意すると、より24時間につながっていくのかという答えを具体的に探していく必要があるのではないかと理解した次第でございます。

加えまして、満塩CIO補佐官からお話をいただいたホワイトリストとブラックリストの考え方も極めて重要だと思いますし、それを明らかにする上では、抽象論、一般論ではなくて、具体的にホワイトにできるところ、ブラックが残るところを場合分けして詰めて、クリスタルクリアにホワイトな世界で何があるのかという形で、それを探していくところが何より大事なのだらうと。一般論、抽象論ではなくて、具体的に潰していくという作業が、恐らくシステムの方がプログラミングをする際に必ずやられている作業だと思いますので、その洗い出しを、1カ月でやり切れるとは到底思えませんが、それをどういう段取りで何をどこまでやるかを整理するのか、道筋を書くのか。これも重要な工程なのだらうということで、残る期間で整理をしていく必要があるのではないかとこのところでございます。

何より滞留時間といいますか、作業時間が4.4日補正でかかっているという中で、これをどう1日に直していくかというところで、恐らく作業時間よりも滞留している時間があって、その滞留時間をどう削減していくかは極めて大事で、これがほかの登記と連動しているのであれば、あわせてその処理を考えていくということが大事なことだと思います。

話が長くなっていますが、働き方改革というところで言いますと、人手不足のところがあって、まさに難しいところは、ベテランの方の人手が限られて処理が難しいようなところを、いかにそういう人を使いながら、簡単なところは機械に置きかえながら、最大限生産性を上げていくかは、民間で中小企業においても、デジタルな世界で取り組まれているところでございますので、そこを政府の手続の中においてもロジックなものはプログラミングできるという御指摘もありましたので、可能なことを、やれることをどんどん積み上げていく。それでできるだけ100%を目指すというのがデジタルファーストの趣旨だと思います。

いますので、そういう意識を持ちながら、残る期間でやれることをやるということを、事務局として関係者の御協力をいただきながら進めていきたいと思っています。

○大杉座長 繰り返しになりますけれども、本日いただいた、平均で4.7日で、補正なしで4.4日。しかし、補正がないと思われるような一般的なスムーズに進むような登記申請作業で、以前、登記官が実際にやっている時間、実際というのは書面を見たりとかそういう処理をしている時間は1時間前後ではないか、というお話もあって、そう考えると、シンプルな案件でもかなり滞留してしまっている。人に手間をいただくのではなく、そこにとまってしまっていて待っているという状態の書類がかなりあって、これを24時間以内にすべきであるということがこの研究会での基本的なゴールのイメージですので、先ほどのホワイトリストの部分を考えていけないというような御趣旨だったと思って、私もそのように理解しておるところです。

大体そろそろきょうの会議は終わりかなという時間に近づいておりますけれども、松井課長あるいはほかの方々から、今お話ししておくべきことがあればお願いいたします。いかがでしょうか。

お願いします。

○松井法務省民事局商事課長 今、ホワイトリストという話があって、ホワイトリストはAI化が容易であるというようなことであつたかと思います。登記の場面では、どのような登記も通常は添付書面がついてまいりますので、その中身等のチェックは避けられないところがございます。そのため、これは今後検討すべき課題と考えておりますが、添付書面の審査を御指摘のようなホワイトリストとしてAIにやらせるためには、先ほど川村参事官がおっしゃったように、実務界においてどうやって議事録等のフォーマットを決めていくのかというところが大事になろうかと思います。

○大杉座長 ありがとうございます。

ほかに、もし特段なければ、ここまでといたしたく存じますが、よろしいですか。

それでは、そろそろ時間となりますので、本日の議論はここまでとさせていただきます、事務局及び関係省庁におかれましては、本日の議論も踏まえた上で、3月の取りまとめに向けて御準備いただければと希望いたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長、ありがとうございました。

後日、議事要旨を公開させていただきたいと思います。それに先立ちまして、発言部分について御確認をお願いいたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。恐縮でございますけれども、議事要旨を公表するまでの間、みずからの御発言以外の部分については対外的に公表をお控えいただけるようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。